

登園許可書

あーす保育園 保田窪・力合西 殿

氏名 _____

下記の疾病で令和 年 月 日から療養中のところ現在軽快し、「登園の目安」に基づき集団生活に支障がない状態になったので、令和 年 月 日から登園可能と判断します。

- ※ 保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症についての意見書の提出をお願いします。
- ※ 感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能なお状態となつてからの登園であるようご配慮ください。
- ※ 病名については下記表に○を記入してください。
- ※ 意見書発行は、許可日の当日もしくは前日の診断にてお願いします。

記

厚労働省発行「保育所における感染症対策ガイドライン」抜粋

○	病名	感染しやすい期間	登園の目安
	麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
	インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	症状が始まった日から5日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から7日目まで又は解熱した後、3日を経過するまで
	風疹	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
	水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
	流行性耳下腺炎	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺の腫脹が消失してから
	結核		感染のおそれがなくなってから
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え、2日経過してから
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。5日間服用後は医師の指示に従う)
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	手足や口腔内に水疱・腫瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・腫瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	病状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・腫瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある期間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
	その他		

令和 年 月 日

医療機関

医師名

印